



栃木県公報

令和5(2023)年
10月27日(金)
号外
第54号

目次

規 則

- 栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県発電管理事務所管理規程の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第47号

栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年10月27日

栃木県知事 福田 富一

栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県青少年健全育成条例施行規則（平成19年栃木県規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（卑わいな姿態等を被写体とした写真等）</p> <p>第5条 条例第22条第3項第1号及び第26条第2項の規則で定める写真又は絵並びに条例第22条第3項第2号の規則で定める場面は、次に掲げる卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵若しくは場面を含む。）とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>不同意性交等</u>その他の陵辱行為</p> <p>(10) 略</p>	<p>（卑わいな姿態等を被写体とした写真等）</p> <p>第5条 条例第22条第3項第1号及び第26条第2項の規則で定める写真又は絵並びに条例第22条第3項第2号の規則で定める場面は、次に掲げる卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵若しくは場面を含む。）とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>強制性交等</u>その他の陵辱行為</p> <p>(10) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(県民協働推進課)

企 業 局

栃木県公営企業訓令第2号

発電管理事務所

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年10月27日

栃木県知事 福田 富一

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令

栃木県発電管理事務所管理規程（昭和47年栃木県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(今市発電管理事務所)	(今市発電管理事務所)

第10条 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
管理課 略
施設第一課

(1)～(4) 略

施設第二課 略

3 略

4 板室管理支所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

(書類・帳簿の整備)

第26条 発電管理事務所は、別に定めるもののほか、その管理に関し次に掲げる書類及び帳簿のうち所掌事務に係るものを作成し整理しておかなければならない。

(1) 運転日報

(2)～(16) 略

第10条 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
管理課 略
施設第一課

(1) 電気事業の用に供する施設の建設に係る企画、調査及び設計に関すること。

(2) 電気事業の用に供する施設の工事の管理及び検査に関すること。

(3)～(6) 略

施設第二課 略

3 略

4 板室管理支所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 深山発電所及び木の俣発電所の板室発電所からの遠方操作に関すること。

(4) 略

(書類・帳簿の整備)

第26条 発電管理事務所は、別に定めるもののほか、その管理に関し次に掲げる書類及び帳簿のうち所掌事務に係るものを作成し整理しておかなければならない。

(1) 発電日誌

(2)～(16) 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(電気課)